

## 平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

国民年金第1号被保険者の方が出産をした際には、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(産前産後期間)の国民年金保険料が免除される制度が始まります。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして将来の老齢基礎年金の受給額に反映されます。

### ▼対象となる方＝

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

### ▼受付＝

平成31年4月1日(月)～

※出産予定日の6か月前から提出が可能です。

### ▼必要なもの＝

- ・マイナンバーのわかるもの
- ・出産予定日のわかるもの(母子健康手帳など)
- ・印かん

### ▼問い合わせ先＝

保険課 国保年金係

☎(56)9134

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281

## 職場の健康保険に加入したとき、やめたときは届出が必要です

会社に勤めることになり職場の健康保険に加入した場合や、その被扶養者になった場合、または、職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときは、役場への届出が必要となります。

届出が遅れると、国民健康保険税が課税されたままになったり、職場の健康保険の資格を喪失した日までさかのぼって課税されたりしますので、14日以内に次のものを持参のうえ、保険課で手続きをお願いします。

### 【職場の健康保険に加入したとき】

届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・職場の健康保険証
- ・顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード)
- ・マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)

### 【職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加入するとき】

届け出に必要なもの

- ・職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書、退職証明書など)
- ・顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、個人番号通知カードなど)
- ・年金手帳

▶問い合わせ先=保険課 国保年金係 ☎(56)9134

# はじめよう そろばん

月・水・木  
3:30～

土  
11:00～

5才より

## 田村そろばん教室

場 所=上三川町上三川4879 問合せ=080-5094-8881  
(暮らしの店 海老原善次商店 2F)

# 固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

## ●縦覧

納税者は、自己所有以外の土地または家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができます。

|            |   |           |                      |
|------------|---|-----------|----------------------|
| 縦覧の趣旨      | 自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度   |           |                      |
| 縦覧期間       | 4月1日から最初の納期限の日まで(5月7日)<br>午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)   |           |                      |
| 縦覧対象者と縦覧範囲 | 縦覧対象者   | 縦覧範囲      | 記載事項                 |
|            | 固定資産税の土地の納税者(代理人または納税管理人)   | 土地価格等縦覧帳簿 | 所在(地番)地目・地積・価格       |
|            | 固定資産税の家屋の納税者(代理人または納税管理人)   | 家屋価格等縦覧帳簿 | 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格 |
| 縦覧に必要なもの   | ・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの<br>※代理人は上記のほか、委任状または承諾書の提出も必要となります。  |           |                      |
| 審査申出期間     | 固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内<br>※固定資産課税台帳に価格を登録された価格について不服がある場合においては、上記の期間内に固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。 |           |                      |

## ●閲覧

納税者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

|            |  |                    |
|------------|--|--------------------|
| 閲覧期間       | 4月1日より通年 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)   |                    |
| 閲覧対象者と閲覧範囲 | 閲覧対象者  | 閲覧範囲               |
|            | ①固定資産の所有者  | 所有している固定資産         |
|            | ②土地を有償で借りている者  | 借りている土地            |
|            | ③家屋を有償で借りている者  | 借りている家屋及びその敷地である土地 |
|            | ④固定資産の処分をする権利を有する一定の人  | 権利を有する固定資産         |
| 閲覧に必要なもの   | ・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの<br>・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの(賃貸借契約書等)<br>※代理人は上記のほか、委任状または承諾書の提出も必要となります。 |                    |
| 閲覧手数料      | 1回につき200円(ただし、縦覧期間中の閲覧は無料)   |                    |

※縦覧・閲覧の場所は共に税務課窓口となります。

▶問い合わせ先=税務課 資産税係 ☎56-9123

～エコベア－の安心一貫施工～

# 丸宇興業株式会社

上三川町上郷1927  
栃木県知事許可(般-27)  
第23313号

ECOベア－事業部 いろよくまんてん

☎ 0120 164910点

NISSAN INTELLIGENT MOBILITY



日産リーフ

NISSAN 栃木日産 上三川店 ☎0285-56-7723